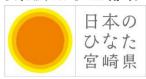
新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧



令和3年10月8日現在

(出合け先)

経営継続への支援

月次支援金 (経済産業省)

|個人:最大10万円、法人:最大20万円

国の緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法 人・個人事業者に対して支援金を支給します。

※対象措置実施都道府県で商品・サービスを提供する事業者と取引がある全国の事業者のうち、 該当する月の売上が2019年または2020年同月比の50%以下であることが条件です。

月次支援金事業 コールセンター ☎0120-211-240

収入減少·

給付額 10万円

県独自の緊急事態宣言に伴って要請された飲食店への時間短縮営業によって、売上が50%以下 に減少した中小企業者に対して支援金を支給します。

※飲食店等と直接取引関係にあり、該当する月の売上が、2020年または2019年の同月比で 50%以下であることが条件です。

※月次給付金との併給はできません。

宮崎県飲食関連事業者支援金 コールセンター

☎0985-69-3500 **具商工政策課** ☎0985-44-2614

県内事業者緊急支援金 (県)

宮崎県飲食関連事業者等支援

金(県)

(県)

10万円 (要件A) または20万円 (要件B)

県独自の緊急事態宣言に伴う行動要請により、売上が50%以下に減少した中小企業者に対して 支援金を支給します。

)要件A:2021年8月または9月の売上が、2019年または2020年同月比で50%以下であること。

)要件B:2021年8月及び9月の売上が、2019年または2020年同月比で50%以下であり、 かつ2019年または2020年8月及び9月の売上合計額が20万円以上であること。

県内事業者緊急支援金 コールセンター **5**0570-666-356 県商工政策課 ☎0985-44-2615

雇用調整助成金(厚生労働省)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行 い、雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。 なお、休業手当が受けられなかった方に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援

金・給付金 | が支給されます。詳しくはホームページ又はコールセンター0120-221-276まで。 ※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労 働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に対して、「宮崎県緊急雇用維持支援給付金」を支 給します。

※給付金の支給額は、雇用調整助成金の支給決定額の10分の1相当額とし、予算の範囲内で支給します。

宮崎労働局助成金センター ☎0985-62-3125 九州農政局宮崎県拠点 ☎0985-24-2365

雇用調整助成金コールセンター

☎0120-60-3999

県雇用労働政策課 **☎**0985-26-7105

新型コロナ感染症関係離職者等 採用企業支援金(県)

宮崎県緊急雇用維持支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や廃業などを余儀なくされた方を正規雇用した県内事業所へ 支援金を給付します。

臨時休業等した小学校等に通う子供の世話を行う労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主 に助成金を支給します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労 働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

県雇用労働政策課 ☎0985-26-7105

宮崎県労働局 雇用環境均等室 ☎0985-38-8821

雇用を維持する 対策

援コース「新型コロナウイルス 感染症对応特例」(厚生労働省)

農業労働力確保緊急支援事業

(農林水産省)

両立支援等助成金 育児休業支

人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援 します。【**~12/31まで延長**】

JA宮崎中央会労働力確保支援室 **☎**0985-31-2059 県農業法人経営者協会 0985-73-9211

技能実習生等に対する 雇用維持支援等措置(法務省) 外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国困難となった場合の在留資格変更による就労継続等 が可能です。

出入国在留管理庁 インフォメーションセンター **☎**0570-013904

外国人技能実習生等受入事業 者支援事業(県)

外国人材の入国時の経過観察等に要する掛かり増し経費(宿泊費、移動費、出国時PCR検査 等)を支援します。

県雇用労働政策課 (問合) 中小企業団体中央会 **☎**0985-24-4278

(国税) 各税務署

(市町村税) 各市町村

農業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

納付 猶予

税金、国民年金保険料 公共料金等の 支払いが厳しい

納税等の猶予 国民年金保険料等免除・納付猶予 公共料金等の支払い猶予

金:国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税等)を納付 することができない方は、徴収の猶予又は換価の猶予が認められる場合があります。

年 金 等:収入が下がった場合、国民年金保険料免除や厚牛年金保険料の納付猶予が可能になります。 公共料金・ L下水道、電気、電話等の支払いが困難な場合、支払いの猶予が受けられる場合があります。

(上下水道) 市町村水道部局 (雷気・ガス・雷話) 各事業者

(県税)各県税・総務事務所

(年余等) 市町村、年余事務所

(出合け先)

当面の 運転資金 経済変動・伝染病等対策資金 (みやざきの農を支えるひなた資金)

農畜産業者

融資限度額

1,000万円

融資限度額

貸付利率 無利子(貸付当初5年間) 償還期限 7年以内(据置期間は3年以内)

支払後、申請により**全額助成**を受けられます。 **債務保証料**

※令和3年12月中の融資実行分までが対象

令和3年10月8日現在

西臼杵支庁・各農林振興局※ 各市町村 最客りの融資機関

(JAバンク宮崎ほか)

資金の融資

農林漁業セーフティネット 資金(日本政策金融公庫資金)

認定農業者等

1. 200万円

(又は年間経営書等の12/12)

貸付利率 0%(貸付当初5年間)

償還期限 15年以内(据置期間は3年以内)

※令和3年12月中の融資由込分までが対象

日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811 上記の資金に同じ

資金繰り を支援

その他資金の特例措置

農畜産業者

資金繰りや施設整備のための資金について、**貸付当初から5年間実質無利** 子となる助成を受けられます。

[余資象[依]

農林漁業ヤーフティネット資金、スーパー」資金、経営体育成強化資金※、 農林海業施設資金、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金※

保証料免除

民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による債務保証料が5年 間免除となる措置を受けられます。

[分多答金]

農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金※、農業者向け民間借換資金

※印の制度資金は営農負債の借換えが可能

県農業普及技術課 ☎0985-26-7131

その他

事業の再構築 支援

中小企業等事業再構築促進 事業(経済産業省)

■ 3分の2 中小企業:最大6.000万円 2分の1 中堅企業:最大8.000万円

※ 特別枠は、中小・中堅企業ともに最大1億円

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再建又はこれらの取組を通じた規模拡大等、思い切った事業再 構築への取組を支援します。

事業再構築補助金 コールセンター お (ナビ) 0570-012-088 (IP) 03-4216-4080

流通・消費 対策

県産農畜水産物応援消費 推進事業(県)

県内の農業団体や協議会等がインターネット販売等で産地直送する商品(米、マンゴー、花き、 茶)にかかる送料やプレゼントキャンペーンの実施を支援します。 (宮崎のひなた農畜水産物 お届けキャンペーン)

県農業流通ブランド課 **5**0985-26-7126

※このリーフレットについての問合せ先

農政企画課 0985-26-7426 西臼杵支庁 0982-72-2108 中部農林振興局 0985-26-7279

南那珂農林振興局 0987-23-4312 北諸県農林振興局 0986-23-4507 西諸県農林振興局 0984-23-3165 児湯農林振興局 0983-22-1364 東臼杵農林振興局 0982-32-6135

詳しくは県庁HPへ

